

2020年（令和2年）3月5日

各事業所・施設等 管理者 様

福山市 保健福祉局 長寿社会応援部
介護保険課 事業者指定・指導担当課長

新型コロナウイルス感染症に係る介護保険事業所・施設等の緊急状況調査について（照会）

平素より、本市福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、現在国内で感染を拡げているみだしの感染症にかかわっては、国民生活安定緊急措置法に基づき、国による物資の調達及び北海道の一部地域への配布等が行われる旨、報道発表されています。

こうした状況を踏まえ、本市ではマスク、手指消毒用アルコール等に関する緊急調査を行います。新型コロナウイルス感染症の対応等にあっては、すでに現場の皆様方には様々な御配慮をいただいております。御多用中誠に申し訳ありませんが、調査に御協力いただきますようお願いいたします。

この調査は、市内の介護保険施設等の状況を把握し、今後不足する物資等を国・県等へ要望していくための基礎資料とすることを目的としています。不足物資に関わって、本市にただちに配布可能な在庫があるわけではないことを御承知おきください。

また、同法に基づき国・県等の動きが具体化した場合は、本件内容と同様の調査を再度お願いする可能性もありますことも、御承知おきください。

1 調査対象施設

市内の全ての介護保険指定事業所・施設、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム。

上記以外の種別の施設に併設されている事業所・施設にあっては、介護保険指定事業所・施設の部分のみについて御回答ください（例：医療機関併設のデイケア、医療機関内の療養型等）

※入所系の施設については、2月19日に同様の調査をお願いしたところですが、事態の推移からより詳細な調査を行うこととなりましたので、大変お手数をおかけしますが再度の回答をお願いします。

2 調査内容

添付 Excel ファイル

「新型コロナウイルス感染症に係る介護保険事業所・施設等の緊急状況調査票」

3 提出方法

FAXにより提出してください。送付状等は不要です。FAX 084-928-1732
FAXによることが難しい場合は、郵送をお願いします。

4 提出期限

2020年（令和2年）3月11日（水）

※期限を過ぎた場合であっても、提出してください。

5 その他

調査票は、1事業所・施設について1枚に記載してください。

複数の事業所・施設分を法人等でとりまとめて回答いただいても構いませんが、その場合であっても1事業所・施設につき1枚の調査票を記載いただくことと、回答に当たって重複しないように御注意をお願いします。（法人本部で全施設分をとりまとめて提出したが、各施設からも提出してしまった、等の無いようにお願いします）

複数の事業所・施設で物資を一括管理している場合であっても、大変お手数をおかけしますが、事業所・施設ごとの数量を按分する等により、御回答いただきますようお願いいたします。

720-8501 福山市東桜町3番5号
福山市役所 介護保険課
電話 084-928-1281/1259/1232
FAX 084-928-1732